

行政不服審査法による異議申立て・行政訴訟法に関する裁判例
 「ヘテロアリールピペラジン誘導体」事件

H26.3.7判決 東京地裁 平成24年(行ウ)第591号

行政処分取消義務付け等請求事件：請求認容

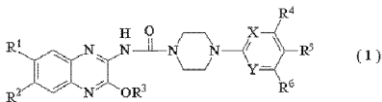
概要

特許査定がなされた内容が、予め審査官と出願人との間で合意した内容とは異なるものであり、**審査官に手続上の重大な瑕疵があったとして、特許査定の取消しが認められた事例**

〔特許請求の範囲〕

(特許査定)

下記化学式1で表される1-[(6,7-置換-アルコキシキノキサリニル)アミノカルボニル]-4-(ヘテロ)アリールピペラジン誘導体又は薬剤学的に許容可能なそれらの塩。



前記化学式1において・・・R¹はフッ素であり、R²は、塩素であり、・・・

(出願人と審査官との間で合意された内容)

下記化学式1で表される1-[(6,7-置換-アルコキシキノキサリニル)アミノカルボニル]-4-(ヘテロ)アリールピペラジン誘導体又は薬剤学的に許容可能なそれらの塩。

化学式1

前記化学式1において・・・R¹はフッ素であり、R²は、水素原子、C1-C3アルコキシ、C1-C3アルキルまたは塩素であり、・・・

〔経緯〕

原告らが、予め電話面接において審査官と合意した内容ではない誤った内容を記載した手続補正書を提出したのに対し、特許庁審査官が、特許査定の処分を行った。原告らは、本件特許査定につき取消しを求める旨の行政不服審査法(以下、行服法)に基づく異議申立てをしたのに対し、特許庁長官が却下決定をした。

〔原告の主張〕

(主位的請求)

- (1) 特許査定が無効であることを確認する。
- (2) 行服法による異議申立てを却下する旨の決定を取り消す。
- (3) 特許庁審査官は、特許査定を取り消さなければならない。

(予備的請求)

- (1) 特許査定の取消し
- (2) 行服法による異議申立てを却下する旨の決定を取り消す。

- (3) 特許庁審査官は、特許査定を取り消さなければならない。

(主位的請求および予備的請求(3)特許査定の取消義務付けの訴えの適法性)

原告らは、特許査定につき、本件異議申立てを行っているから、法令に基づく申請又は審査請求がされた場合に該当する。特許法195条の4にいう査定は、拒絶査定を意味し、特許査定は含まれないと解すべきである。(瑕疵ある特許査定についての出願人の利益を保護するため)

(予備的請求(1)特許査定の取消しの訴えの適法性) 省略

(特許査定についての無効事由の有無)

特許査定について重大な瑕疵がある。審査官が、特許出願について、審査官は、職務において通常払うべき注意を払って審査を行うべき義務を負う。審査官が手続補正に係る発明の特許性について、全く、又は実質的に審査することなく特許査定を行った場合には、審査義務に違背する重大な違法があるといふべきである。

(特許査定についての取消事由の有無)

本件特許査定は、担当審査官において手続補正に係る発明が特許性を有するかの審査を行うべき義務を怠り、行政処分の対象を誤った点、補正の内容が出願人の真意に沿うかどうかを確認すべき手続上の義務を怠った点で違法性を有し、取り消されるべきである。

(本件却下決定についての取消事由の有無)

特許法195条の4にいう査定は拒絶査定に限られる。従って、特許査定に対する異議申立てが、特許法195条の4及び行服法4条1項に違背するとして本件異議申立てを却下した本件却下決定には、違法がある。

(本件特許査定の取消の義務付けの成否)

本件特許査定の無効確認の訴え及び特許査定の取消しの訴えに理由があり、特許庁審査官が本件特許査定を取り消す旨の処分をすべきことは法令の規定から明らかであり、本件特許査定の取消の義務付けがされるべきである。

〔被告の主張〕

(主位的請求および予備的請求 (3) 特許査定取消義務付けの訴えの適法性)

行政訴訟法 (以下行訴法) 3条6項2号及び37条の31項によれば、申請型の義務付けの訴えは、法令に基づく申請又は審査請求がされた場合に提起することができるが、申請権がない場合又は申請権等があっても申請等がされていない場合には要件を満たさず、原告適格も認められない。特許法195条の4によれば、特許査定については、行服法による不服申立てをすることができないとされている。特許査定につき出願人が争う利益を有する場合は想定し難い。

(予備的請求 (1) 特許査定取消しの訴えの適法性) 省略

(特許査定についての無効事由の有無)

行政処分が無効であるというためには、当該処分重大かつ明白な瑕疵が存在しなければならない。審査官は、それまでの審査経過やその内容を把握したうえで、審査しており、特許査定に瑕疵はない。

(特許査定についての取消事由の有無)

特許査定に瑕疵はない。

(本件却下決定についての取消事由の有無)

特許法195条の4にいう「査定」は、拒絶をすべき旨の査定と特許をすべき旨の査定の両者を含む。従って、行服法4条1項に基づく不服申立てはできない。

(本件特許査定取消の義務付けの成否)

本件特許査定取消の無効確認の訴え及び取消しの訴えに理由がなく、特許査定取消の義務付けがされるべきではない。

【裁判所の判断】

(本案前の争点)

(1) 特許庁審査官に対し、特許査定取消しを求める旨の申請又は審査請求について定めた法令はなく、原告らが上記申請又は審査請求をした事実も認められない。従って、本件特許査定取消義務付けの訴えは不適法であるから却下を免れない。

(2) 本件特許査定取消しの訴えは、却下すべきものには当たらない。特許法195条の4にいう行服法による不服申し立てをすることができないとされる「査定」については、審査官の手続き違背があると主張される場合の特許査定は含まれない。

(本案の争点)

(1) 瑕疵は、本件特許査定成立の当初から外形的、客観的に明白であるものとは認められない。したがって、本件特許査定が無効であるものとは認められない。

(2) 本件特許査定の手続上の瑕疵により、本件特許査定の内容に影響が及ぶものであることは明らかであるから、この点において取消しを免れない。

本件において、担当審査官には**手続上の義務違背**があったものであるから、本件特許査定には**手続上**

の瑕疵があるものと認められる。しかも、その瑕疵は、手続上の軽微な瑕疵にとどまるものではなく、・・・特許査定制度において制度が適正に運営されるために必要な**重大な手続上の義務の違背**であると解される。

(3) 特許法195条の4にいう「査定」に審査官の手続違背を理由とする不服申立ての場合の特許査定が**含まれず**・・・そして、本件異議申立てが、審査官の手続違背を理由とするものであったことは前提のとおりであり、・・・審査官の手続違背を理由として本件特許査定を取り消すべきものであった。

したがって、本件却下決定には、特許法195条の4の解釈を誤った点において瑕疵があり、その結果、本来、手続的瑕疵を理由として取り消すべきであった本件特許査定を取り消さず、申立てを却下したものであるから、違法として取消しを免れない。

【検討】

本件については、電話面接で合意した内容とは異なる補正書について、そのまま特許査定を行った審査官の手続き違背を認めた。行訴法3条2項又は4項に基づく特許査定取消しの訴え又は無効確認の訴えのうち、審査官の重大な手続き上の義務違背を認めて取消事由を認めたが、上記瑕疵は特許査定当初から外形上、客観的に明白であるものとは認められないとして無効事由までは認めなかった。

さらに、特許法195条の4に、行服法による不服申立ての対象外とされている処分については、別途不服に対する訴えの機会が与えられているものであり、判断が二重に成立することの齟齬を避けることにするとされ、特許法195条の4の「査定」には、特許査定が必ずしも入らないという解釈がされている。裁判所のこの判断は、特許査定について、出願人が争う利益を有する場合は想定し難く、また、もしあったとしても行訴法3条2項又は4項に基づく特許査定取消しの訴え又は無効確認の訴えをすることが可能であるから、文言通り「査定」には、特許査定も含まれるとする特許庁の見解と異なる。

さらに、裁判所は、特許査定の実体的理由に基づく不服申立てと手続き的理由に基づく不服申立てに分け、後者のみについて行服法による不服申立ての対象としている。本件については、審査官の手続き違背を理由として、救済手段が認められるべきとされた。

《実務上の指針》

手続き上の齟齬があった場合に、手続き違背が問えるか否かの検討を行い、出願人の利益となる場合もあることを留意すべきである。

以上